

第3次男女共同参画基本計画の実施状況についての意見（「雇用・セーフティネットの再構築」及び「より多様な生き方を可能にする社会システムの実現」関係）

平成 24 年 7 月  
男女共同参画会議  
監視専門調査会

## 第1 はじめに

平成 23 年 2 月、男女共同参画会議は、第3次男女共同参画基本計画（平成 22 年 12 月閣議決定。以下「基本計画」という。）に盛り込まれた施策の実施状況及び女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「女子差別撤廃委員会」という。）の我が国に対する最終見解（2009 年（平成 21 年）8 月公表）における指摘事項への対応の進捗状況を監視することを目的とする監視専門調査会を設置した。

平成 23 年 7 月、監視専門調査会は、基本計画において今後取り組むべき喫緊の課題とされる「雇用・セーフティネットの再構築」及び「より多様な生き方を可能にする社会システムの実現」に関する施策を監視することを決定した。

監視専門調査会は、「雇用・セーフティネットの再構築」及び「より多様な生き方を可能にする社会システムの実現」に関して、関係府省から施策の取組状況等を聴取し、有識者から意見を聴取した結果等を踏まえ、今般意見を取りまとめた。政府においては、本意見も踏まえ、施策をより一層推進されたい。地方公共団体その他関係各界各層においても、本意見も踏まえ、取組をより一層推進されることを期待する。

なお、政府においては、先般「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画」を取りまとめ、近く策定する「日本再生戦略」に反映させることとしている。経済活性化に主眼を置いたそれらの施策を実施するに当たっては、基本計画において喫緊の課題とされている「雇用・セーフティネットの再構築」や「より多様な生き方を可能にする社会システムの実現」に係る着実な取組とあいまって、初めて「全員参加型社会」の実現に結び付くものであることに留意すべきである。

## 第2 「雇用・セーフティネットの再構築」に関する意見

### 1 女性の参画促進、ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）の実現等

基本計画の成果目標の1つである第一子出産前後の女性の継続就業率については、長期的にはほとんど変化しておらず、女性の出産後の継続就業は依然として難しい状況にある。

また、第一子出産前後の女性の継続就業率を就業形態別にみると、正規職員は就業継続者の割合が多い（平成17年～21年52.9%）のに対し、パートタイム労働者・派遣労働者は就業継続者の割合が少ない（同18.0%）状況にある。その背景には、一定の要件を満たす有期契約労働者しか育児休業制度を利用できないこと、女性有期契約労働者の育児休業取得率（平成22年度71.7%）が女性の育児休業取得率（同年度83.7%）と比べて低いこと等の非正規労働者をめぐる問題があると考えられる。

政府においては、以下の点について留意し、女性の参画促進、M字カーブ問題の解消及びディーセント・ワークの実現に向けた取組をより一層強化・加速する必要がある。

- (1) 女性の労働者の過半数を占めるパートタイム労働者（いわゆるフルタイムパート、掛け持ちパートを含む）等の非正規労働者について、政府においては、育児休業制度や、均等・均衡待遇の確保の促進、正社員への転換の推進等に関して、法整備も含めて検討を速やかに進める必要がある。
- (2) 「女性の活躍による経済活性化を推進する関係閣僚会議」が取りまとめた「行動計画」では、「女性の活躍により政策目的達成への貢献が期待される分野において、女性を取り巻く様々な社会的要因による男女間の格差の改善に向けて支援するための事業を積極的に検討」とされている。このような積極的改善措置を組み込んだ事業については、経済活性化への寄与にかかわらず、雇用・セーフティネットの再構築や多様な生き方を可能にする社会システムの実現という観点からも幅広く検討されるべきである。
- (3) 起業については、法律、税務、資金調達等に関する専門知識を必要とする場合があるが、女性の場合には、これらの専門家とのネットワークが十分構築されていないことが多い。政府においては、女性の起業経験者に加え、弁護士や税理士等の専門家とのネットワークの構築を促進する必要がある。
- (4) 男女共同参画センター、女性センター、社会教育施設等において、女性を対象とする事業を行う場合、学びから一歩踏み出し活動を行う又は再就職、起業等をして経済的自立を図るといった課題解決型のプログラムが推進されることを期待する。

## 2 若者を始めとする雇用対策等の強化

平成20年後半以降の経済状況の悪化の影響等により、平成22年における完全失業率（労働力人口に占める完全失業者の割合）について、全年齢計（5.1%）と比べると、若者（15～24歳）は相対的に高水準であり（9.4%）、フリーター数（15～34歳のパート・アルバイト及びその希望者）についても、平成21年以降増加に転じる（22年183万人）など、我が国の将来を担う若者の雇用は非常に厳しい

状況にある。

若者の雇用の劣化は、貧困等生活上の困難に直面する男女を増やし、家族形成を困難にし、次世代への連鎖を招くおそれがあることから、以下の点も踏まえ、セーフティネットの強化の観点からも、雇用問題への取組をより一層強化されたい。

- (1) 若者の厳しい就職環境を踏まえ、政府においては、これまで以上に集中的かつ効果的な雇用対策を講じる必要がある。

また、男性の若年者（15～24歳）においても非正規雇用比率が40%を超え、他の年代に比べて相対的に高いという現状を踏まえ、若者の雇用対策の観点からも、1(1)で述べたように、政府においては、パートタイム労働者等の非正規労働者について、育児休業制度や、均等・均衡待遇の確保の促進、正社員への転換の推進等に関して、法整備も含めて検討を速やかに進める必要がある。

- (2) 結婚・妊娠・出産等を機に女性が仕事を辞めてしまい、結果的に貧困等生活上の困難に直面する場合が見受けられる。女性が離職する背景には、就業継続を希望しても、家事・育児等の家庭責任が女性に大きく、仕事と子育ての両立が難しいことや、長期的な展望や現状に関する情報等を持っていないこと等が考えられる。政府においては、希望する女性が就業継続できるような環境を整備するとともに、大学生等社会に出る前の男女に対し、働き続けることの重要性を十分周知する必要がある。
- (3) 労働関係法令に関する知識が十分周知されていないこと等により、いわゆる育休切り等困難な状況に置かれる労働者が見受けられる。政府においては、不適切な解雇等を行った事業主に対する指導を徹底するとともに、労働者が身を守れるよう、労働関係法令の広報啓発をより一層徹底する必要がある。
- (4) 貧困が世代を超えて継承されることのないようにするため、政府においては、意志と能力ある若者が進学できるよう、大学等における教育費負担の軽減に着実に取り組むとともに、低所得者世帯を対象とした授業料等減免、奨学金等の充実に取り組む必要がある。
- (5) どのような職業生活を送るかは、どのような人生を送るかということと深く関わっているが、若者の勤労観・職業観等が十分に形成されていないという指摘もあることから、政府においては、キャリア教育を一層充実することが必要である。また、若者が様々な不安や悩みを相談できるような相談機会の充実を図る必要がある。

### 3 仕事と生活の調和の推進

平成20年後半以降の経済状況の悪化の影響等により、「週労働時間60時間以上の雇用者の割合」は基本計画策定時（平成20年10.0%）と比較して減少して

いるものの（23年9.3%）、男女・年齢別でみると、子育て世代である30歳代男性については依然として高い水準である（18.4%）。

仕事と生活の調和と男女共同参画の推進は車の両輪であり、性別や年齢などにかかわらず誰もが意欲と能力を発揮できる環境整備は、持続可能な社会の実現にも資するものであるが、経済状況の悪化の影響等により、昨今その取組に後退している面があるようにも見受けられる。

政府においては、以下の点も踏まえ、仕事と生活の調和の実現に向けて、取組をより一層強化されたい。

- (1) 仕事と生活の調和の推進の観点からも、1(1)で述べたように、政府においては、パートタイム労働者等の非正規労働者について、育児休業制度や、均等・均衡待遇の確保の促進、正社員への転換の推進等に関して、法整備も含めて検討を速やかに進める必要がある。
- (2) 男性の育児休業取得率については、最新値（平成23年2.63%）は基本計画策定時（21年1.72%）に比較して上昇しているものの、基本計画の成果目標（13%）との間にはいまだ相当な乖離がある。政府においては、企業の人事担当者への育児休業制度の利用促進の働きかけや、育児休業期間中における経済的援助の推進等男性の育児休業取得促進のための取組をより一層強化する必要がある。なお、取得者についても、短期間の取得が多いのが現状であり、仕事と生活の調和の推進、男性の育児参加の促進の観点から、官民挙げての取得環境の整備が求められる。
- (3) 政府においては、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画について、単にその策定を促すだけではなく、当該計画が確実に実行されているか、労働者にとって有効に機能しているかなどについて検証する必要がある。また、併せて、同行動計画の平成27年度以降の取扱いを検討する必要がある。
- (4) 今後、高齢化が一層進展することが見込まれる中で、仕事と介護の両立は重要な課題となっている。政府においては、国民一人ひとりが自らの仕事と生活の調和について考え、周囲の理解を得ながら、その実現に向けて取り組んでいくことが重要であることについて、一層の広報啓発を行う必要がある。
- (5) 上述の取組を加速するためには、企業における仕事と生活の調和に向けた取組状況等についての情報開示の取組についても検討する必要がある。

#### 4 東日本大震災の被災地における雇用・セーフティネット

東日本大震災等により、職を失ったり、転居を余儀なくされたりするなど、被災地においては雇用・セーフティネットの再構築が喫緊の課題となっている。

被災地における求人については、震災復旧事業や雇用創出基金事業の求人が増加しているが、求職者の希望と合わないなどの雇用のミスマッチも指摘されてい

る。就労支援・雇用創出策の成果を各地方公共団体において検証する上でも、政府においては、引き続き被災地に係る男女別の雇用状況の把握等に努める必要がある。

また、女性の就業を支援するとの観点からも、雇用創出を含め、東日本大震災からの復旧・復興の取組を一層強化する必要がある。

### 第3 「より多様な生き方を可能にする社会システムの実現」に関する意見

#### 1 税制及び社会保障制度の見直しの検討

男女の社会における活動や個人の生き方が多様化する中では、男女の社会における活動の選択に対して中立的に働くような制度構築が必要であり、税制及び社会保障制度についても、従来は片働き夫婦子二人世帯を標準世帯と考えて検討されてきた現行制度の見直しを進めていく必要がある。

この点について、平成24年2月の男女共同参画会議基本問題・影響調査専門調査会の報告の中でも述べられているとおり、従来型労働モデル（男性片働きを念頭に置いた労働市場の慣行）を前提として整備されてきた現行の税制・社会保障制度が、女性の就業に対して中立的でない影響を与えていることは、これまでも指摘されてきたところである。

政府においては、以下の点に留意して、税制及び社会保障制度の見直しへの取組を推進されたい。

なお、制度設計を行うに当たっては、共働き世帯や単身世帯の増加、未婚・離婚の増加など家族・世帯の変化やライフスタイルの多様化等を踏まえた公平性の確保、生活困難に直面するリスクの低減といった観点も念頭に置いて、それぞれの制度における世帯と個人の位置づけの在り方をどのようにしていくか等につき十分な議論が行われることを期待する。

- (1) 個人所得課税における配偶者控除をめぐっては様々な議論があり、課税単位の議論、社会経済状況の変化等を踏まえながら検討するとされているが、政府においては、国民生活に与える影響に配慮しつつ、配偶者控除の縮小・廃止を含めて抜本的に見直す方向で引き続き議論を進める必要がある。
- (2) 政府が、第180回通常国会に提出した「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律案」においては、健康保険及び厚生年金の適用対象について、現行では所定労働時間が週30時間以上の労働者となっているものを週20時間以上の労働者に拡大する内容となっている。非正規労働者への社会保険の適用拡大は、基本計画の内容に沿ったものであり、その方向性については評価できる。

一方、第3号被保険者制度の見直しについては、引き続き検討を進めるとともに、非正規労働者の社会保険適用の拡大についても、更に検討を進めていく

必要がある。

- (3) 以上の税制及び社会保障制度の見直しの検討に際しては、現行制度が女性の就労に与える影響、世帯所得別にみた適用状況等についての国民各層の理解が不可欠である。政府においては、国民に対する啓発用資料を作成し、全国の男女共同参画関係施設において配布するなど、関係方面の議論が深まるよう、幅広い情報提供に努める必要がある。

なお、女性の継続就業及び再就職支援の重要性は言うまでもないが、政府においては、今後一層の取組の強化を期待する。

## 2 家族に関する法制の整備等

平成23年5月、監視専門調査会は、選択的夫婦別氏制度の導入等の民法改正等に関して、女子差別撤廃委員会の最終見解の要請を受けてフォローアップを行った。同委員会は、このフォローアップ結果等を踏まえた政府報告書を審査し、11月に同委員会の見解を公表した。この中で、民法改正等については、勧告が一部履行されているという評価が行われるとともに、民法改正法案成立のために講じた措置について1年以内に報告するようという勧告がされている。

監視専門調査会としては、女子差別撤廃委員会から要請を受けて、今後もフォローアップを行う予定であるが、政府においては、民法改正等について、引き続き、基本計画に沿って検討を進めるべきである。

## 3 男女共同参画に関わる調査研究、情報の収集・整備・提供

- (1) 男女共同参画社会の形成の基礎的な条件整備として、男女共同参画に関わる調査研究、情報の収集・整備・提供が必要である。政府においては、男女共同参画をめぐる各界各層の基本的な意識を調査して、その実態を定期的に把握することが必要である。また、この調査結果も踏まえて、固定的性別役割分担意識の解消等のためのより効果的な啓発活動を展開していく必要がある。

- (2) 各種の統計情報については、男女の置かれている状況を客観的に把握することができるようなものであることが重要である。

統計調査を通じて作成される統計（調査統計）、とりわけ幅広く利用されている主要な統計においては、統計委員会の審査プロセス等を通じておおむね必要な対応がとられていると言えるが、法令等に基づき事業者や国民等から報告、届出等を受け、当該情報を基に作成する統計（業務統計）においては、当該報告等を受ける行政機関にとっての必要性等から必ずしも男女別にデータが収集・公表されていないものも見受けられる。

基本計画においては、各重点分野において具体的な数値目標として「成果目標」を掲げているが、成果目標の現状を示すべき統計（業務統計）において男

男女別データが把握されておらず、その結果、人に関する成果目標であっても男女を通じた数値目標となっているものが存在する。また、成果目標以外にも、基本計画に盛り込まれた施策に関する重要な男女別データが収集されていないものが散見される。第2で述べた「雇用・セーフティネットの再構築」という文脈から一例を挙げれば、障害者や高等学校中途退学者等についての男女別の統計情報が現状では未整備である。これらの例にとどまらず、施策を効果的に推進するためには、男女それぞれが置かれた状況等を客観的に把握することが必要であることから、政府においては、人に関する成果目標の現状を示す統計で男女別データを把握していないものについて、代替的な方法により男女別の現状を把握することを含めて、速やかに改善を図るための措置を講ずる必要がある、その他の統計情報についても可能な限り男女別データを把握するよう努めるべきである。

- (3) 明示的に性別による区別を設けていない制度・施策であっても、男女の置かれている立場の違いなどを反映して、その結果や影響が男女に異なる形で及ぶ場合がある。北欧諸国等に見られる「ジェンダー予算」の考え方では、政府部内の男女共同参画担当部局から各行政機関への働きかけだけでなく、政策の立案から評価に至るPDCAサイクルの中で、各行政機関自らが主体的に男女共同参画の視点を反映していくことが重視されており、我が国においても、こうした基本的な考え方を取り入れ、その定着を図っていく必要がある。

政府においては、男女共同参画施策の一環として、政策のPDCAサイクルを通じて男女共同参画の視点を取り入れていく意義、効果、具体的手法、留意点等について整理し、各府省で共有することを検討すべきである。あわせて、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策の企画立案や評価に携わる機会の多い職員を対象とする研修等の機会に、男女共同参画の視点について理解を深めることができる機会を積極的に設けることも必要である。また、政策評価を行う際の実施方針等を示した基本計画等において、各府省が政策評価の対象とする政策の特性に応じて、公平性等の観点において男女それぞれの状況にも留意すべきことを明らかにするとともに、政策効果の定量的な把握に当たり、当該政策を実施することで男女別にどのような影響が見込まれるか、実際にどのような結果が生じたか等を分析・評価（男女別に異なる影響や結果が生じていないことを確認することを含む。）し、それらを公表するよう定めることも必要である。

- (4) 政府においては、平成23年社会生活基本調査の結果公表に当たっては、育児、介護等に男女が費やす時間について、男女間の差や前回調査からの変化を分かりやすく情報提供する必要がある。また、公表される統計表からは必ずしも明らかでない内容を更に掘り下げて分析する必要がある場合には、調査票情報の

二次的利用の仕組みを用いて家庭等で行われている無償労働の実態を明らかにする必要がある。あわせて、そのようにして得られた結果については、諸外国における同種調査の結果とも比較しつつ、各種媒体を通じて幅広く国民に提供する必要がある。

- (5) 平成 24 年 3 月 14 日に開催された第 40 回男女共同参画会議においては、男女共同参画に関連する調査事業等において総合評価落札方式による一般競争入札を実施するに当たっては、男女共同参画等に関する評価項目の設定に取り組むとされた。政府においては、積極的に男女共同参画等に関する評価項目の設定に取り組むとともに、公共調達を通じた女性活躍の推進方策について、立法措置を含めて検討する必要がある。

#### 4 全ての子育て家庭に向けた子育て支援策の充実

安心して子どもを産み育てることのできる社会の実現は、社会全体で取り組まなければならない最重要課題の一つであり、子ども・子育て支援策の拡充は、子どもに良質な成育環境を保障するためのみならず、男女共同参画の観点からも非常に重要である。

政府は、第 180 回通常国会に、「子ども・子育て支援法案」、「総合こども園法案」及び「子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」の 3 法案を提出した。その後、国会の審議の過程で議員修正案等が提出され、現在、子ども・子育て支援関連の制度、財源を改善・充実させ、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進させるとともに、ワーク・ライフ・バランスを推進し、男女が子育てと仕事を両立できる社会の実現を図るという方向で議論がなされている。

子育て支援策の充実により、男女がともに家庭を築き子どもを持つことや就業についての希望を実現することが容易となり、結果として、少子化対策としても寄与する。また、女性の労働者人口の拡大、組織における意思決定過程への参画機会の増大、新たな付加価値やイノベーションの創出等、女性の活躍による経済活性化への効果も期待できる。監視専門調査会としては、国会における法案の審議状況を注視していくこととする。